

2021年3月(予定)から

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

医療機関等でマイナンバーカードにより資格情報をリアルタイムで確認できるようになると、転職等で加入する保険者が変わっても、新しい健康保険証の発行を待たずにマイナンバーカードで受診できるようになります。

また、高齢受給者証や高額療養費の限度額適用認定証等の、健康保険証以外の一部の書類も医療機関等の窓口へ持参する必要がなくなります。



マイナンバーカードでも健康保険証でもどちらでも受診できる!

1

マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



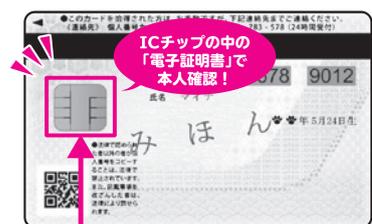
2

オンラインであなたの 医療保険資格を確認

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません!

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関等の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

広島県市町村職員共済組合 本人 令和3年〇月1日交付
組 合 員 証 (組合員)
記号〇〇〇 番号〇〇〇 (枝番) 01
氏 名 共済 太郎 性 別 男
生年月日 昭和〇年〇月〇日 ジェネリック
資格取得年月日 平成〇年4月1日 医薬品希望
発行機関所在地 広島県広島市中区袋町3番17号
保 険 者 番 号 32340416
名 称 広島県市町村職員共済組合 印 発行番号
0000001

〈イメージ図〉

2021年1月(予定)以降に共済組合が発行する組合員証等(健康保険証)に「枝番」が表示されます

オンライン資格確認の開始に伴い、2021年1月(予定)以降に発行される組合員証等に、世帯単位の「記号」「番号」に加え、個人を識別する「枝番」が追加表示されるようになります。

なお、現在お持ちの組合員証等は医療機関等で引き続き使用できるため、再発行は行いません。

また、医療機関等で「枝番」の記載がない組合員証等を掲示した場合に「枝番」を尋ねられることはありません。

オンライン資格確認の注意点

被扶養者の認定・取消手続きは速やかに!

医療機関等で、オンラインを活用し、正しい資格を確認するためには、保険者で組合員・被扶養者の資格取得・喪失の手続きが済んでいることが必要となります。今後はより正確な資格情報を求められることとなりますので、速やかな手続きをお願いします。

医療機関等ごとに開始時期が異なります

2021年3月以降、すべての医療機関等でマイナンバーカードを健康保険証として利用できるわけではありません。未対応の医療機関等では今までどおり組合員証等の提示が必要です。また、整・接骨院、鍼灸、あんま等の施術所はオンライン資格確認の対象となっておりませんので、マイナンバーカードは使用できません。

事前に登録が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として医療機関等で利用するためには、マイナポータルから事前登録が必要です。カードを持っているだけでは健康保険証としての利用はできませんので、ご注意ください。

今後も組合員証等で受診ができます

オンライン資格確認については、現在お持ちの組合員証等(2桁の枝番が追加されていないもの)でも医療機関等が生年月日を入力することで確認可能です。

また、マイナンバーカードをお持ちでない場合でも、2021年3月以降引き続き組合員証等で医療機関等を受診できますので、ご安心ください。

保険証利用できないカードがあります

マイナンバーカードに公的個人認証機能(利用者証明用電子証明書)が付いていない場合には、そのカードではオンライン資格確認ができないため、健康保険証として利用することができません。詳細についてはお問い合わせください。

●マイナンバー総合フリーダイヤル
TEL 0120-95-0178

